

[事案 2023-326] 新契約無効請求

・令和7年1月20日 和解成立

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成28年8月に契約した米ドル建終身保険3件について、以下の理由により、いずれか2件の契約を無効として、一時払保険料を返してほしい。

- (1)10年以内に解約すると解約控除が、15年以内に解約すると市場価格調整が発生することの説明がなかった。設計書の下の方に書いてある小さい字の説明はほとんどなかった。
- (2)自分は独身であり、老後の資金とするために契約したにもかかわらず、15年後まで使えないのでは意味がない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、重要事項説明書、設計書等で契約内容を説明した。市場価格調整、解約控除についても説明したと述べている。申立人に対する申込時の電話での意向確認でも、解約返戻金が払込保険料を下回ることについて理解したとの回答があった。
- (2)申立人は、令和4年に解約返戻金が払込保険料を下回ることについてコールセンターで確認したが、担当者が市場価格調整や解約控除について説明したところ継続の意向を示した。また、その後住所変更の手続をしていることから、契約を継続する意思はあった。
- (3)約款等に市場価格調整について定めがあり、申立人はこれを包括的に承認して契約した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約締結当時の説明状況等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)募集人の事情聴取における説明内容から判断するに、申立人が十分理解できるような市場価格調整の説明がなされた可能性は低いと考えられる。
- (2)申立人は、独身で資産形成を希望しているため、終身の保障はそれほど重視しているとは限らず、同種の契約を3件に分けていることから、資金が必要になった時期に解約することを前提にして契約したことがうかがえる。このような契約者に対しては、何のための資金獲得なのか、その目的との関係で、いつ解約する予定なのかも含め、募集人が一層丁寧に意向確認をしたうえで契約内容を検討する必要があった。